3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、送信する。

⑵　最大の占有周波数帯幅となる状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データについて、dBm値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を算出し、「全電力」値とする。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する

五　スプリアス発射又は不要発射の強度

1　帯域外領域における不要発射の強度

⑴　測定系統図

四の項の１に準ずる。

⑵　測定器の条件等

ア　搬送波近傍の帯域外領域における不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

㋐　掃引周波数幅については、チャネル間隔に応じて、次表のとおりとする。

チャネル間隔	掃　引　周　波　数　幅
５MHz	搬送波周波数±（2.55MHz～7.55MHz） 搬送波周波数±（7.55MHz～12.55MHz）
10MHz	搬送波周波数±（5.05MHz～10.05MHz） 搬送波周波数±（10.05MHz～15.05MHz）
15MHz	搬送波周波数±（7.55MHz～12.55MHz） 搬送波周波数±（12.55MHz～17.55MHz）
20MHz	搬送波周波数±（10.05MHz～15.05MHz） 搬送波周波数±（15.05MHz～20.05MHz）

㋑　分解能帯域幅　100kHz

㋒　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

㋓　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間

㋔　Ｙ軸スケール　10dB／Div

㋕　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値